平成２３年（フ）第５８８号
兵庫県三木市志染町東自由が丘２丁目157番地、開始決定時の住所兵庫県加古川市米田町船頭594番地
破産者　水島　伸二
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６３２号
兵庫県姫路市西中島337番地１、開始決定時の住所兵庫県姫路市西中島12番地４ロワイヤル花の北506号
破産者　岸田　隆行
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第６３３号
兵庫県姫路市西中島337番地１、開始決定時の住所兵庫県姫路市西中島12番地４ロワイヤル花の北506号
破産者　岸田　町子
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７６８号
兵庫県姫路市田寺東１丁目12番７号
破産者　金子宗一朗
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１２１号
徳島県板野郡北島町江尻字夷ノ本35番地２
破産者　吉崎　泰夫
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４０号
佐賀県鳥栖市元町1191番地６
破産者　永家　　昇
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８号
沖縄県浦添市屋富祖２丁目５番16―510号　サンハウス
破産者　金城亜里沙
1　決定年月日　平成24年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１０２号
北海道岩見沢市かえで町７丁目２番10―302号　道営住宅10号棟302号
破産者　毛利　一人
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第２号
北海道岩見沢市緑町１丁目１番31―203号　ハイツパピヨン
破産者　日小田浩一
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２４年（フ）第２号
北海道岩内郡共和町小沢126番地18小沢団地H19―３号室
破産者　新沢　節子
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２３年（フ）第８４号
青森県上北郡六戸町小松ケ丘１丁目77番地170
破産者　下舌めぐみ
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第１１２号
宮城県大崎市古川沢田字筒場１番地９
破産者　伊藤　庸子
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第９５号
宮城県石巻市和渕字小金袋三番27番地４、前住所宮城県石巻市須江字しらさぎ台２丁目６番地４
破産者　渡邊　光幸
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第２３９号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦1224番地
破産者　五十嵐隆雄
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７号
新潟市北区早通北５丁目３番44―25号
破産者　梶川　　清
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５２号
新潟市東区浜谷町１丁目３番19号
破産者　猪股　仁美
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６１号
新潟市西区青山１丁目７番７号　マンション青山パレス104号
破産者　佐野　容子
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６８号
宮崎県日向市大字財光寺657番地メイプルハウス桃木111号室、開始決定時の住所宮崎市江平中町８―２ロイアルビル105号
破産者　後藤　　宏
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５３１号
宮崎市京塚町164番地　シティハウス京塚301号
破産者　宮田　廣信
1　決定年月日　平成24年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係